

【重要】 このお知らせは、必ず保護者に渡してください。

私立高等学校等奨学のための給付金受給申請手続きについて

制度概要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得者世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。(返済の必要はありません。)

要件

令和元年7月1日時点において、次の①～④の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等(親権者全員)の令和元年度の市町村民税及び道府県民税所得割額の合算額(以下、「所得割合算額」という。)が非課税、もしくは生活保護(生業扶助)受給世帯であること
- ② 保護者等(親権者全員)が、大阪府内に在住していること(※)
- ③ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、休学していないこと(令和2年3月1日までに復学した場合は給付対象となりますので、復学日までに学校事務室にお問い合わせください。)
- ④ 生徒が、平成26年4月1日以降に、高等学校等の第1学年に入学していること(平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含みます。)

※ 保護者等(親権者)のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し奨学のための給付金を申請しない場合に限り、申請できます。

給付金額

区分	対象生徒の区分	給付金額	
		全日制・定時制	通信制
1	生活保護(生業扶助)受給世帯に扶養されている生徒	52,600円	
2	区分3に該当する兄弟姉妹のいない生徒	98,500円	38,100円
3	令和元年度所得割合算額非課税世帯 生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹がa・bのいずれかに該当する場合(※1 ※2 ※3) a 兄・姉が高等学校等に在学する場合 b 15歳以上23歳未満で、中学校や高等学校等(全日制・定時制)に在学していない場合	138,000円	

※1 働いていないこと(収入が扶養の範囲内の方は除きます。)

※2 年齢及び扶養者の状況は、令和元年7月1日時点で判断し、扶養の状況は健康保険証の組合員氏名が保護者等(親権者)であることで判断します。

※3 一人親の場合、当該兄弟姉妹は、申請者(親権者)に扶養されていることが必要であり、養子縁組をしていない再婚相手等申請者以外の親に扶養されている場合は、上表の兄弟姉妹に該当しません。

申請先

在学する高等学校等

申請期限

申請書類等は、必ず学校が定める期限までに学校事務室に提出してください。

申請に必要な書類

- (1) 「奨学のための給付金 受給申請書」(以下「受給申請書」という。) ⇒様式第1号の1を使用してください。
※受給申請書の提出後に、申請者の変更(例:離婚・死別等による親権者の変更)、申請者の住所や連絡先の変更があった場合、学校から申請事項変更届(様式第2号)の用紙をもらい、学校に提出してください。
- (2) 「保護者等(親権者)の住民税の課税額等を証明する書類」
⇒下の「住民税の課税額等を証明する書類の種類」を参考にしてください。
- (3) 「生徒本人の健康保険証の写し」(区分が2又は3に該当する場合。)
- (4) 「15歳(ただし中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている子の健康保険証の写し」
(区分が3に該当する場合のみ。生徒本人が通信制の高等学校に通う場合は提出不要です。)
⇒15歳以上23歳未満の子とは、今年度は平成8年7月3日から平成16年4月1日までの間に生まれた子が該当します。〔年齢のとなえ方に関する法律〕及び〔年齢計算に関する法律〕による
- (5) 「兄弟姉妹の高等学校の在学証明書」(生徒本人が通信制の高等学校に通う場合は提出不要です。)
⇒区分が3aに該当する場合であって、高等学校等に在学する兄・姉が23歳以上である場合、又は3bに該当する場合であって、弟・妹が通信制課程の高等学校等に在学している場合に提出してください。
- (6) 「住民票」
⇒住民税の課税額等を証明する書類の発行者が大阪府以外の市町村である場合または、令和元年7月1日時点で大阪府内に在住しているが、平成31年1月1日時点では他府県に住所を有していた場合に提出してください。

住民税の課税額等を証明する書類の種類

区分	住民税の課税額等を証明する書類(親権者全員) ※1
1	生活保護(生業扶助)受給証明書(令和元年7月1日以降に発行されたもの)
2	下記①から③の書類のいずれか ※2
3	①市(町村)民税・府民税特別徴収税額の決定通知書の写し ②課税証明書又は非課税証明書の原本 ③非課税通知書の写し

- ※1 保護者等(親権者全員)の課税額を証明する書類が提出できない場合(例:海外単身赴任の場合等)、給付金を受け取ることができません。
- ※2 国の就学支援金の「受給資格認定申請書」や「収入状況届出書」に課税証明書又は個人番号カードの写し等を添付して提出し、7月以降も国の就学支援金の受給を予定している場合は、添付を省略することができます。また、控除対象配偶者が、市町村民税及び道府県民税所得割額が課されていない(平成30年の収入が100万円以下)場合も、添付を省略することができます。省略する場合、受給申請書2ページの「課税証明書等の省略」欄の口にチェックしてください。

給付金申請及び支給の流れ

必ず学校が定める期限までに手続をしてください。

- ① 申請者が受給申請書等を学校に提出(書類の不足等がある場合は、学校から連絡をします)
- ② 学校が受給申請書等を府に送付
- ③ 府が受給資格の確認(書類の不備等がある場合は、府から申請者に確認の連絡をします)(8月～11月予定)
- ④ 府が受給資格認定及び支給金額の決定(12月頃予定)
- ⑤ 府が学校に認定結果等の通知を送付並びに給付金を交付(学校が代理受領)(12月頃予定)
- ⑥ 学校が保護者等に通知を配付及び給付金を口座へ振込(令和2年1月頃予定)

- ※ 生徒が在学する高等学校等の設置者に、給付金の受給申請に関する事務手続き及び給付金の代理受領を委任していただきます。給付金額全額が学校から保護者等の口座に振り込まれます。ただし、未納・未収金がある場合は、給付金を充当して相殺し、残金がある場合は残金が学校から保護者等の口座に振り込まれます。
- ※ 給付金が振込まれるまで、授業料以外の学校納付金の納付が困難で、一時的な納付猶予を希望する場合は、在学する学校にご相談ください。

制度に関する問合せ先

- 府民お問合せセンター ピピっとライン 電話:06-6910-8001 FAX:06-6910-8005
- 教育庁 私学課 奨学のための給付金担当 電話:06-6941-0351(代) FAX:06-6210-9409
- 〒540-8570 大阪府大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府新別館南館9階